



浄化槽をお使いの皆様へ

～茨城県からのお知らせです～

法定検査（11条検査）の受検をお願いします。

浄化槽の設置者（管理者）である皆様は、浄化槽法第11条の規定により、浄化槽からきれいな水が放流されているかなどを検査する、年1回の法定検査の受検が義務付けられています。（保守点検及び清掃に加え、法定検査の受検が必要です。）

まだ、法定検査を受検されていない場合は、（公社）茨城県水質保全協会に受検の申し込みをしていただくよう、お願いいたします。

【法定検査の受検申込み先】

公益社団法人 茨城県水質保全協会

〒310-0845 水戸市吉沢町650-1

Tel. 029-291-4000

HP <http://www.e-mizu-ibaraki.jp/>

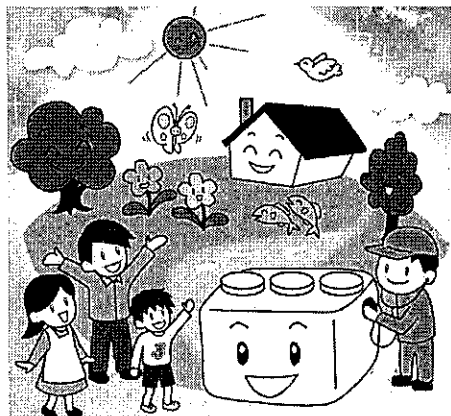
（HPからもお申込みいただけます）

※ 浄化槽の法定検査は有料です。検査手数料は一般家庭の浄化槽（10人槽以下）であれば4,500円です。

法定検査を受けていない方へ、ご案内を送付します。

県では、法定検査を実施していない方に対して、令和4年8月から令和4年12月にかけて受検のご案内を送付させていただきます。

ご案内が届きました際は、同封の「浄化槽法定検査申込書」により、速やかに前述の（公社）茨城県水質保全協会に、受検の申し込みを行ってください。



【問い合わせ先】

・茨城県県民生活部環境対策課

TEL 029-301-2966

・茨城県鹿行県民センター環境・保安課

TEL 0291-33-6056